



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 2 日 (火)
第 8 6 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の変更の届出 (821) (障がい福祉課) 2 保安林の指定予定 (3 件) (822~824) (森林づくり推進課) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (825・826) (〃) 3 遊漁規則の変更の認可 (827) (水産課) 4 県道の区域の変更 (828) (道路企画課) 7 県道の供用の開始 (829) (〃) 7 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (830) (西部総合事務所福祉保健局) 7 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (831) (〃) 8 土地改良区の役員の就退任 (832) (東部農林事務所) 8 採石法による採取計画の認可の公表 (833) (鳥取県土整備事務所) 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (25) 9
◇ 公 告	歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) 9

告 示

鳥取県告示第821号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
有限会社かわばた薬局	鳥取市川端五丁目205	かもめ薬局	鳥取市青谷町青谷4307-10	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成26年11月4日

鳥取県告示第822号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市立川町四丁目216
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第823号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市青谷町紙屋字船尾611の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第824号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町中宇西畑ケ165の1、167、宇大谷268の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第825号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1753の1、1753の5から1753の32まで、大字八橋字箕ヶ平3455の22、3455の25、3455の27、3455の28、3455の31、3455の32、字上大平ル3472の1（次の図に示す部分に限る。）、3472の10、3472の49、3472の50、3472の52、字大谷上ミ坂3474の14、3474の48、3474の83
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第826号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字片柴字荒尾1799の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第827号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

米子市熊党323-1

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第3号

3 認可に係る変更の内容

平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後				変 更 前			
3(1)・(2) 略				3(1)・(2) 略			
(3) 遊漁規則の内容				(3) 遊漁規則の内容			
ア～カ 略				ア～カ 略			
キ 遊漁料の額及び納付方法				キ 遊漁料の額及び納付方法			
(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。				(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。			
水産動物の 名称	漁具又は 漁法	期間	遊漁料	水産動物の 名称	漁具又は 漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、 やまめ（さ くらますを 含む。）、 あまご（さ つきますを 含む。）い わな、にじ ます	さお釣及 び手釣	年間	<u>9,000円</u>	あゆ、こい、 やまめ（さ くらますを 含む。）、 あまご（さ つきますを 含む。）い わな、にじ ます	さお釣及 び手釣	年間	<u>8,400円</u>
		1日 限り	<u>3,300円</u>			1日 限り	<u>3,150円</u>
やまめ（さ くらますを 含む。）、 あまご（さ つきますを 含む。）、 いわな、に じます	さお釣及 び手釣	年間	<u>6,000円</u>	やまめ（さ くらますを 含む。）、 あまご（さ つきますを 含む。）、 いわな、に じます	さお釣及 び手釣	年間	<u>5,250円</u>
		1日 限り	<u>3,300円</u>			1日 限り	<u>3,150円</u>
あゆ、こい、 さくらます、 さつきます、 うなぎ	地びき網	年間	<u>60,000円</u>	あゆ、こい、 さくらます、 さつきます、 うなぎ	地びき網	年間	<u>52,500円</u>
	川舟及び いかだ	年間 (一 隻)	<u>33,000円</u>		川舟及び いかだ	年間 (一 隻)	<u>31,500円</u>
	徒手採 捕、たも 網及び投 網（さお 釣及び手	年間	<u>15,000円</u>		徒手採 捕、たも 網及び投 網（さお 釣及び手	年間	<u>12,600円</u>

	釣も行うことができる。)うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針(穴釣を行う事ができる)		
--	--	--	--

	釣も行うことができる。)うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針(穴釣を行う事ができる)		
--	--	--	--

(イ) (ア)の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ、こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます、うなぎ	略		
	中学生 高校生	年間	<u>1,100円</u>
	身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間	<u>2,000円</u>
あゆ、こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	女性	年間	<u>4,500円</u>
		1日限り	<u>1,650円</u>
やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	女性	年間 1日限り	<u>3,000円</u> <u>1,650円</u>

(ウ) 略
ク～サ 略

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ、こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます、うなぎ	略		
	中学生 高校生	年間	<u>1,050円</u>
	身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間	<u>1,575円</u>
あゆ、こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	女性	年間	<u>4,200円</u>
		1日限り	<u>1,575円</u>
やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	女性	年間 1日限り	<u>2,625円</u> <u>1,575円</u>

(ウ) 略
ク～サ 略

(4) 略

(4) 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成26年12月2日

鳥取県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年12月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-27地先から西伯郡伯耆町福岡字上代山3994-3地先まで	4.3~91.2	793.0
	変更後	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-27地先から西伯郡伯耆町福岡字上代山3994-3地先まで	10.1~91.2	800.0
		日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-12地先から西伯郡伯耆町福岡字一ノ貝山3997-1地先まで	4.3~41.6	618.0

鳥取県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年12月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-27地先から西伯郡伯耆町福岡字上代山3994-3地先まで	平成26年12月6日
	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-12地先から西伯郡伯耆町福岡字一ノ貝山3997-1地先まで	平成26年12月6日

鳥取県告示第830号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 ふくい内科ク リニック	医療法人社団 ふくい内科ク リニック	米子市上福原二丁 目17-20	平成26年11月 19日	平成26年11月 1日	訪問看護、訪問リハ ビリテーション

鳥取県告示第831号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 ふくい内科ク リニック	医療法人社団 ふくい内科ク リニック	米子市上福原二丁 目17-20	平成26年11月 19日	平成26年11月 1日	介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビ リテーション

鳥取県告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事 加 納 淑 郎 岩美郡岩美町大字荒金423

平成26年1月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 北 村 量 弘 岩美郡岩美町大字荒金360-1

平成26年3月27日就任 任期平成28年3月31日まで

鳥取県告示第833号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月2日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
足立 義明	岩美郡岩美町真名 374	岩美郡岩美町大字 岩本字綿市谷1310 外5筆 (9,184.59 平方メートル)	風 化 花 崗 岩 (42,783.1 立 方メートル)	平成26年11月25日 から平成29年11月 24日まで	平成26年11月 25日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

平成26年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年12月5日(金) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第47回衆議院議員総選挙における委員長の専決処分事項について
 - (2) その他

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成26年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日
 - 実地試験 平成27年3月1日(日) 午前9時から午後4時30分まで
 - 学説試験 平成27年3月2日(月) 午前9時から午後3時まで
- 2 試験場所
 - 鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館
- 3 試験科目
 - 実地試験 歯科技工実技
 - 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成27年1月5日（月）から同月15日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年1月15日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成27年3月10日（火）までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成27年3月16日（月）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの（顔写真が貼り付けられているものに限る。）

(3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7173）に照会すること。